



春の海 ひねもすのたり のたりかな

※「ひねもす」=「終日」

蕪村の俳句の舞台は丹後の海ですが、僕は穏やかな時のふるさとの宮崎の海を思い浮かべます。

春と言えば、新入社員の季節。さすがにこの時期、**のたりのたり**としている新入社員はいないでしょうね。

思えば約 30 年前、私も会社に就職して 4 月に初めてお給料をいただきました。

その初任給は締め日の関係で半月分と少なく、これでは生活できないと焦りながらも、やっぱり初めての給料は嬉しかったものです。そこで初任給から親に何かプレゼントする・・・なんて心の余裕はまーったくない、ちょっと残念な新入社員でした。(>_<)



さて、給料の支給項目には「基本給」に代表される「〇〇給」と、「通勤手当」「家族手当」等の「〇〇手当」がありますよね。「〇〇給」は広く支給する給与項目。一方、「〇〇手当」は対象者を絞ったり条件をつけたりして支給する給与項目です。

この「手当」という言葉。「傷の手当てをする・・・」なんて使われ方をしますが、元々、「手当」には次のような意味があるそうです。

苦しい箇所や痛い箇所に手を当ててあげる

苦しんでいる人の背中を手でさすってあげる

つまり、困っている人にそっと手を差し伸べる、それが「手当」なんだそうです。

た、たぶん間違いありません。前に再放送で見た、テレビドラマ「**ナースのお仕事**」の中で、**吉行和子**さんが**観月ありさ**さんに言ってましたから。(^_^)b



給与項目に置き換えて考えてみると、家族の扶養を応援する「**家族手当**」、家賃の負担を応援する「**住宅手当**」、頑張って業務上必要な資格を取得した人を応援する「**資格手当**」等々。フム。なるほどです。

だから、「〇〇手当」というのは決して当たり前にももらえるお給料ではなく、会社が制度として配慮してくれたことを感謝していただく・・・本来はそんな性格のものだと思うのです。

ちなみに「**皆勤手当**」は、戦後、道路事情や交通事情が悪かった時代に生まれた手当。

道路が舗装され、交通事情が格段に進歩した現代において、「皆勤」はもはや大変な苦勞ではありません。

まして年次有給休暇を取得しても支給される手当なので、昨今、「皆勤手当」が賃金規定から消えつつあるのも必然といえるでしょう。

そんな「**ナースのお仕事**」の「手当」の話聞いて、昔僕がもらった「手当」を思い出しました。

僕は小さい頃は体が弱く、小児喘息の持病がありました。

夜になると特にひどくなるのですが、横になると息が苦しいものですから、夜中じゅう布団に座っていました。

そんな時いつも背中を朝までさすってくれたのが、母でした。

母の温かい掌から「**頑張れ頑張れ**」とももらったものが、「手当」だったのだと思ったのです。



その母も今、70歳半ば。

離れて暮らすようになってから、母が転倒して腰を骨折したり病気で入院したり白内障の手術をしたりしても、いつも僕の耳に入ってくるのは、それからずいぶん経って母が退院したり快復したりしてからのこと。今もなお、届かぬ手で僕の背中を押してくれているかのように、母からの見えない「手当」は続いています。

そんなこんなで、**5月10日**は、**母の日**。表紙の写真は、膝が悪い母へ贈るお守りです。

服部天神宮は足の神様として有名で、Jリーグのガンバ大阪の選手もよく来るそうです。

でも神社のお守りぜんぶ買って贈っても、少ない初任給から贈るハンカチ1枚にきっと及びません。

まったく、後悔先に立たず・・・です。(--)

どこの誰が「母の日」を創ったのかわかりませんが、僕は創ってくれた方に感謝しています。

だって、こんな僕が今更ながらも「**お母さん、ありがとう!**」って言えるのですからね。

「**のたりのたり**」と穏やかな春の海のようにいつまでも元気でと、母の日を前に思います。



看護婦さんか好きで観てたわけでは
ないのだよ。
念のため。